

一般社団法人日本脳神経血管内治療学会 特定個人情報等取扱規約

(目的)

第1条 本規約は一般社団法人日本脳神経血管内治療学会施行細則第10条の規定に基づき、個人情報保護法の精神に則り、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下学会)が保有する会員情報の保護およびその有効利用に関する事項を定める。

(定義)

第2条 本規約の「会員情報」とは、学会のWEB(オンラインシステム)、電子メール、郵送、FAX等で会員から提供を受けた住所、氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス、個人番号等、特定の個人を識別できる情報をいう。

(会員情報の収集)

第3条 学会が行う会員情報の収集は、本学会の事業目的に沿って行うサービスの提供、会員名簿の作成および過去に集められた会員情報の更新の場合に限るものとする。

(会員情報の管理)

第4条 学会は、収集した会員情報が外部に漏洩したり、破壊や改ざんを受けたり、紛失することのないよう厳重に管理しなければならない。また、オンラインシステムで会員情報を通信する場合は情報の暗号化などを行い、特に情報の保護に配慮するものとする。保存された登録情報の管理については、漏洩の防止措置を講ずるものとする。ただし、技術上予期し得ない方法による不正アクセスなどにより改ざん、漏洩などの被害を受けた場合には、本学会はその責を負わないものとする。

(会員による個人情報の管理)

第5条 会員個人の情報を管理するために、会員には、会員番号と会員個人で管理するパスワードを提供する。会員は、会員番号とパスワードおよび会員からの直接的な学会事務局への連絡によって会員情報を管理するものとする。会員は、パスワードを第三者に開示、譲渡、貸与してはならない。会員は、パスワードを自己の責任で管理するものとする。パスワードの不正使用により会員および第三者に被害が生じた場合でも、本学会では一切責任を負わない。会員は、パスワードを忘れた場合や、パスワードの不正利用や盗用を知った場合は速やかに本学会に届け出ることとする。

(会員情報の提供・開示)

第6条 会員情報は、次の各号に掲げる場合に限り開示できる。

- 1) 学会の保有する会員情報は、業務に必要な場合、必要最小限の範囲で守秘義務契約を結んだ上で外部委託業者に提供することがある。また、情報の統計を、個人を特定する情報を含まない形で第三者に提供する場合がある。これらの情報提供は、提供者に同意を得ることなく行われることがある。
- 2) 会員情報については、次のいずれかの場合には収集目的以外の目的に開示または提供することがある。
 - 1 法的な手続きに基づき、公的機関から開示または提供を求められた場合
 - 2 会員情報提供者が情報の開示または提供に同意・承諾した場合
 - 3 本学会の事業目的に沿って行う情報配信サービスや、本学会運営上必要な事務連絡等の目的で

電子メール等を送付するため、個人情報を利用する場合

-4 会員が、他の会員の氏名、住所、勤務先について、正当な利用目的を付して書面で申し出た場合

-5. その他、理事会で承認された事業計画を達成するために正当な理由がある場合

(事務局職員の責務等)

第7条 事務局職員の会員情報管理に関する遵守事項は、別に定める。

(基準の改定および適用)

第8条 本規約の改廃は、理事会が定める。また、本規約の制定・改廃は、全会員に速やかに周知する。学会が会員情報に関する個別の規定を制定したときは、個別の規定を優先して適用する。

参考) 一般社団法人日本脳神経血管内治療学会 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針(プライバシーポリシー)

一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下「本会」という)は、個人番号その他の特定個人情報(以下「特定個人情報等」という)の取扱いが安全かつ適正に行われるよう取り組むことが本会の社会的責務であると考え、以下の基本方針に従って、特定個人情報等を適切に取り扱います。

1. 特定個人情報の定義

本会の会員情報(住所、所属、氏名、電話番号、E-mail アドレス、個人番号等特定の個人を識別できる情報)を指します。

2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

本会は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。

3. 安全管理措置に関する事項

本会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損を防止するとともに特定個人情報等を適切に管理するために取扱規約を定め、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

4. 委託先の監督

特定個人情報等の取扱いについて、第三者に委託する場合には、十分な特定個人情報保護の水準を備える者を選定するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定めた上で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

5. 継続的改善

本会は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針及び事務所内規程類を継続して改善します。

6. 質問や苦情処理等の窓口

本会は、対応する窓口へ届いた特定個人情報等に関する問い合わせや苦情等に対して、適切かつ誠実、迅速に対応します。

(附則) 2024年3月5日 一般社団法人日本脳神経血管内治療学会理事会承認 (2016年2月25日 NPO 法人日本脳神経血管内治療学会理事会承認、2005年5月31日運営委員会(当時)承認の方針を改訂)